

●原動機付自転車(125cc以下のバイク・ミニカー等)の手続きについて

軽自動車税は、4月1日現在所有者の方に課税されます。軽自動車等を譲ったり、廃車した場合、住所を変更した場合には手続きが必要です。

原動機付自転車(125cc以下のバイク・ミニカー等)については、本部町役場に手続きができます。下記書類をご確認の上、お手続きください。

軽自動車や軽二輪(125ccを超えるバイク)については、手続き場所が異なります。

原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車・名義変更

	申告内容	必要書類
購入	新規登録(業者から購入)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など) ・同意書(18歳未満の場合)
譲受け	町内者から譲り受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など) ・標識交付証明書 ・同意書(18歳未満の場合)
	町外者から譲り受けた場合 前市町村のナンバープレートなし	<ul style="list-style-type: none"> ・前市町村発行の廃車証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など) ・同意書(18歳未満の場合)
	町外者から譲り受けた場合 前市町村のナンバープレートあり	<ul style="list-style-type: none"> ・前市町村発行のナンバープレート ・届出者の本人確認書類(運転免許証など) ・譲渡証明書 ・標識交付証明書 ・同意書(18歳未満の場合)
転入	町外から転入(廃車済み) ナンバープレートなし	<ul style="list-style-type: none"> ・前市町村発行の廃車証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など)
	町外から転入 前市町村のナンバープレートあり	<ul style="list-style-type: none"> ・前市町村発行のナンバープレート ・前市町村発行の標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など)
改造	改造により排気量や輪距を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・改造前のナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など)
廃車		<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類(運転免許証など) ・盗難の場合(事件受理番号) ・紛失の場合(遺失物受理番号)

※ 譲渡証明書(現所有者及び新所有者両者の氏名・住所・譲渡する車両の情報及び譲る旨の記載があるもの。様式は問いません。)

※ これまでに本部町で登録したことがない法人、または住所変更があった法人は、法人登記簿謄本等で会社所在地が確認できる書類をお持ちください。

※ 18歳未満の方が所有者になる場合は、保護者の同意が必要です。